

議案第19号

つくばみらい市立公民館条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立公民館条例（平成18年つくばみらい市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

施設区分		基本使用料（1時間当たり）
つくばみらい市立谷和原公民館	大会議室	950円
	和室1	250円
	和室2	250円
	調理実習室	240円
	研修室	200円
	陶芸舎	150円

」を

「

施設区分		基本使用料（1時間当たり）
つくばみらい市立谷和原公民館	大会議室	950円
	小会議室	100円
	和室1	250円
	和室2	250円
	調理実習室	240円
	研修室	200円
	陶芸舎	150円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

谷和原公民館の利用者（分館含む）は年々増加しており，部屋の数が不足してきている。そのため，利用拡大により市民サービスの向上を図るため「作業室」を「小会議室」として使用できるよう条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立公民館条例(平成18年つくばみらい市条例第117号)新旧対照表

改正案			現行		
別表第3(第9条関係)			別表第3(第9条関係)		
施設区分		基本使用料(1時間当たり)	施設区分		基本使用料(1時間当たり)
つくばみらい市立伊奈公民館	大ホール	800円	つくばみらい市立伊奈公民館	大ホール	800円
	小会議室	100円		小会議室	100円
	会議室1	150円		会議室1	150円
	会議室2	100円		会議室2	100円
	和室(1階)	200円		和室(1階)	200円
	和室(2階)	250円		和室(2階)	250円
	調理室	180円		調理室	180円
つくばみらい市立谷和原公民館	大会議室	950円	つくばみらい市立谷和原公民館	大会議室	950円
	小会議室	100円			
	和室1	250円		和室1	250円
	和室2	250円		和室2	250円
	調理実習室	240円		調理実習室	240円
	研修室	200円		研修室	200円
	陶芸舎	150円		陶芸舎	150円
つくばみらい市立谷和原公民館 福岡分館	会議室	100円	つくばみらい市立谷和原公民館 福岡分館	会議室	100円
	和室	100円		和室	100円
	調理室	120円		調理室	120円

つくばみらい市立谷和原公民館	会議室	100円	つくばみらい市立谷和原公民館	会議室	100円
谷原分館	小会議室	100円	谷原分館	小会議室	100円
つくばみらい市立谷和原公民館	会議室	100円	つくばみらい市立谷和原公民館	会議室	100円
十和分館	和室	100円	十和分館	和室	100円